

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

神奈川県平塚市長

公表日

令和1年8月8日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第16条及び第24条)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、5条、9条、10条の2、12条の3、15条、19条、20条、22条、22条の2、24条の2、31条の2、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2、59条の3) <p>※別表2第30項と46項に係る主務省令は未制定</p> <p>(特定個人情報の照会ができる根拠規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条、25条、25条の2、26条) <p>※別表2第45項に係る主務省令は未制定</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①現在被保険者資格を有している者と過去5年以内に死亡以外で資格喪失した者 ②上記①に該当した被保険者と同一世帯員
その必要性	国民健康保険加入の個人情報を正確に把握・管理することを目的に、事務において必要な範囲の特定個人情報を保有する。 国民健康保険税額の決定においては、被保険者及びその世帯員の住民税課税状況を把握する必要がある。 住民税の課税内容は、5年に遡って更正されるため、過去に遡って個人の住民税課税情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報: ①国民健康保険資格取得対象者を把握するため、②納入義務者への納入通知書を送付するため、③本人への連絡等のため、④死亡・転出等の異動による資格異動を確認するため、⑤賦課に必要な基準日時点の世帯員を把握するために保有。 ・地方税関係情報: 国民健康保険税(料)額算定を行うために保有。 ・医療保険関係情報: 国民健康保険事務を実施するために保有。 ・年金関係情報: 国民健康保険税(料)の特別徴収対象者を決定し、年金保険者へ送付するために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公共職業安定所) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (端末検索)								
③使用目的 ※	適正な国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付に関する業務を行うため。								
④使用の主体	使用部署	保険年金課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		① 国民健康保険資格に関する事務 ・資格の取得、喪失に関する申請に対し個人情報の真正性を確認し異動を実施する。 ② 賦課徴収に関する事務 ・国民健康保険税を算定し、国民健康保険税の賦課徴収を行う。 ・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。 ・納入通知書を発送し、国民健康保険税の通知を行う。 ③ 証明書発行に関する事務 ・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。 ④ 給付の実施に関する事務 ・各種申請に対し個人情報の真正性を確認し、給付の事務を実施する。							
	情報の突合	(1) 資格に関する申請と住民票関係情報を突合して、死亡、転出などによる資格の取得、喪失の真正性を確認する。【上記①】 (2) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、国民健康保険税(料)の決定を実施する。【上記②、③、④】 (3) 住民票関係情報と国民健康保険関係情報、年金関係情報を突合して、年金保険者、国保連合会へ通知する。 【上記②、④】							
⑥使用開始日	平成27年10月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件	
委託事項1	国民健康保険システムの運用・保守	
①委託内容	国民健康保険情報に関する事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	国民健康保険被保険者証(高齢受給者証)の一斉更新について 当初納税通知書作成について	
①委託内容	被保険者(短期証、資格者証除く)に対し有効期限を更新した保険証の作成 年度当初の納税通知書の作成	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)イセトー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	国民健康保険税納付済確認書業務委託	
①委託内容	国民健康保険税納付済額確認書の印字加工	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電算機用品株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (27) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (6) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第2(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先4	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第4項)	
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先5	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第5項)	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先12	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先13	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第58項)
②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先20	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先1	建築住宅課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)、平塚市営住宅条例第7条第2号、平塚市営住宅条例施行規則第6条第2号
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	通年
移転先2～5	
移転先2	福祉総務課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	通年
移転先3	高齢福祉課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者

④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて平塚市国民健康保険に加入した者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	通年
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>1. 運用における措置</p> <p>①国民健康保険システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p> <p>③サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管されているが、施錠された専用のケーブルにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>⑤保守作業上のデータ消去の際はデータ作業報告書を提出させている。</p> <p>2. システムにおける措置</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p> <p>③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>④保守作業上のデータ消去の際はデータ消去証明書を提出させている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p> <p>③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

II 特定個人情報ファイルの概要-2. 基本情報-④記録される項目-全ての記録項目

(別添1) (1)シートを参照 中間サーバー記録項目

1. 情報提供用個人識別符号, 2. 団体内統合宛名番号, 3. 情報提供等の記録

共通基盤システム記録項目

(1)宛名連携情報

1. 連番, 2. 処理区分, 3. 宛名区分, 4. 住登外転送コード, 5. 宛名番号, 6. 世帯番号, 7. 住民種別, 8. 住民状態, 9. 氏名区分, 10. 漢字氏名, 11. カナ氏名, 12. 漢字併記名(旧法), 13. カナ併記名(旧法), 14. 外国人漢字併記名, 15. 外国人漢字併記名(カナ), 16. 外国人カナ併記名, 17. 外国人カナ併記名(カナ), 18. 生年月日(西暦), 19. 生年月日(和暦)年, 20. 生年月日(和暦)年, 21. 生年月日(和暦)月, 22. 生年月日(和暦)日, 23. 生年月日 不詳フラグ, 24. 生年月日 不詳日付, 25. 性別, 26. 世帯主漢字氏名, 27. 世帯主カナ氏名, 28. 世帯主漢字通称名, 29. 世帯主カナ通称名, 30. 世帯主漢字併記名, 31. 世帯主カナ併記名, 32. 続柄1, 33. 続柄2, 34. 続柄3, 35. 続柄4, 36. 現住所 郵便番号, 37. 現住所 LASDEC全国町字コード, 38. 現住所 番, 39. 現住所 枝番1(号), 40. 現住所 枝番2(棟), 41. 現住所 枝番3(室), 42. 現住所 住所, 43. 現住所 漢字方書, 44. 現住所 カナ方書, 45. 現住所 町名コード, 46. 前住所 自治省コード, 47. 前住所 住所, 48. 前住所 漢字方書, 49. 転出予定先住所 郵便番号, 50. 転出予定先住所 LASDEC全国町字コード, 51. 転出予定先住所 番, 52. 転出予定先住所 枝番1(号), 53. 転出予定先住所 枝番2(棟), 54. 転出予定先住所 枝番3(室), 55. 転出予定先住所 住所, 56. 転出予定先住所 漢字方書, 57. 転出予定先住所 カナ方書, 58. 転出予定先世帯主漢字氏名, 59. 転出予定先世帯主カナ氏名, 60. 転出確定先住所 郵便番号, 61. 転出確定先住所 LASDEC全国町字コード, 62. 転出確定先住所 番, 63. 転出確定先住所 枝番1(号), 64. 転出確定先住所 枝番2(棟), 65. 転出確定先住所 枝番3(室), 66. 転出確定先住所 住所, 67. 転出確定先住所 漢字方書, 68. 転出確定先住所 カナ方書, 69. 転出確定先世帯主漢字氏名, 70. 転出確定先世帯主カナ氏名, 71. 入管法居住地住所 郵便番号, 72. 入管法居住地住所 住所コード, 73. 入管法居住地住所 番, 74. 入管法居住地住所 枝番1(号), 75. 入管法居住地住所 枝番2(棟), 76. 入管法居住地住所 枝番3(室), 77. 入管法居住地住所 住所, 78. 入管法居住地住所 漢字方書, 79. 入管法居住地住所 カナ方書, 80. 住所区分, 81. 本籍地 自治省コード, 82. 本籍地 住所, 83. 本籍地 筆頭者, 84. 最新異動日 届出年月日, 85. 最新異動日 異動年月日, 86. 最新異動日 異動事由 住記, 87. 最新異動日 異動事由 外国人, 88. 住民日 届出年月日, 89. 住民日 異動年月日, 90. 住民日 異動事由 住記, 91. 住民日 異動事由 外国人, 92. 外国人住民日 届出年月日, 93. 外国人住民日 異動年月日, 94. 住定日 届出年月日, 95. 住定日 異動年月日, 96. 住定日 異動年月日 不詳フラグ, 97. 住定日 異動年月日 不詳日付, 98. 住定日 異動事由 住記, 99. 住定日 異動事由 外国人, 100. 消除日 届出年月日, 101. 消除日 異動年月日, 102. 消除日 異動年月日 不詳フラグ, 103. 消除日 異動年月日 不詳日付, 104. 消除日 異動事由 住記, 105. 消除日 異動事由 外国人, 106. 備考, 107. 転出予定日 異動年月日, 108. 外国人登録番号 記号, 109. 外国人登録番号 番号, 110. 在留カード等番号, 111. 在留カード等番号区分, 112. 外国人世帯番号, 113. 漢字通称名, 114. カナ通称名, 115. 国籍コード, 116. 国籍居住地, 117. 出生地, 118. 職業コード, 119. 旅券番号, 120. 旅券発行年月日, 121. 上陸許可年月日, 122. 在留資格, 123. 在留期間開始日, 124. 在留期間終了日, 125. 在留期間コード, 126. 第30条45規定区分, 127. 基盤側更新日付, 128. 原典の更新時刻, 129. 団体内統合宛名番号, 130. 個人番号

宛名情報

個人番号, 宛名番号, 統合宛名番号, 世帯番号, 氏名, 性別, 生年月日, 住所, 電話番号, 行政区コード, 支所コード, 地区コード, 班コード, 住民でなくなる日, 住民でなくなる事由

資格基本

国保世帯番号, 旧自治体区分, 宛名番号, 履歴番号, 最新区分, 資格区分, 記載順位, 続柄区分, 続柄コード1, 続柄コード2, 続柄コード3, 続柄コード4, 続柄名称, 表示用続柄, 取得年月日, 取得事由, 取得届出日, 喪失年月日, 喪失事由, 喪失届出日, 退職区分, 異動日, 事由, 届出日, 転居区分, 転居国保世帯番号, 個人データ区分, 削除区分, 異動日連番, 処理日, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号 資格基本(退職)

国保世帯番号, 旧自治体区分, 宛名番号, 履歴番号, 最新区分, 資格基本履歴番号, 退職区分, 該当年月日, 該当届出日, 非該当年月日, 非該当届出日, 受給権発生日, 受給年金名称, 受給年金種別, 退職本人, 退職続柄コード1, 退職続柄コード2, 退職続柄コード3, 退職続柄コード4, 退職続柄名称, 異動日, 事由, 届出日, 削除区分, 異動日連番, 処理日, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号

レセプト管理

旧自治体区分, 管理番号, 履歴番号, 国保世帯番号, 証番号, 宛名番号, 登録月, 福祉区分, 資格区分, 年齢区分, 課税区分(世帯課税区分), 負担区分(高齢課税区分 世帯), 負担区分(高齢課税区分 個人), 作成区分, 診療月, 審査月, 外部キー1, レセ区分, レセ資格区分, レセ年齢区分, 過誤区分, 過誤理由①, 過誤理由②, 処理区分, 診療種別, 入外区分, 内外区分, 申出日, レセ証番号, 入院開始日, 実日数, 初診点数, 公費1法別番号, 公費1負担者番号, 公費1受給者番号, 公費2法別番号, 公費2負担者番号, 公費2受給者番号, 医療機関コード, 高額計算除外フラグ, 調剤合算レセプト管理番号, 振替区分, 振替年月日, 備考1(連合会エラーコード), 備考2(事由設定項目), 備考9(指定公費の特記事項「20」), 備考10(画面の調査項目), 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号

賦課基本

国保世帯番号, 算定団体コード, 調定年度, 年度分, 履歴番号, 通知書番号, 翌年度通知書番号, 世帯主宛名番号, 事由, 更正日, 更新区分, 申告区分, 主所得区分, 現存区分, 世帯区分, 擬制区分, 賦課期日軽減区分, 住民税課税区分, 譲渡世帯区分, 老人世帯区分, 専従世帯区分, 軽減申請区分, 清算区分, 軽減判定所得, 賦課期日人員, 均等人員, 現在人員, 有所得人員, 所得額課税標準額, 所得割額, 資産税額, 資産割額, 均等割額, 平等割額, 積算税額, 限度超過額, 軽減均等割額, 軽減平等割額, 軽減均等6, 軽減均等6, 軽減均等4, 軽減均等4, 軽減均等2, 軽減均等2, 月割減額, 端数, 減額合計, 減免額, 過年度分, 年税額, 軽減4月, 軽減5月, 軽減6月, 軽減7月, 軽減8月, 軽減9月, 軽減10月, 軽減11月, 軽減12月, 軽減1月, 軽減2月, 軽減3月, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号

賦課期別

科目コード, 科目詳細コード, 国保世帯番号, 算定団体コード, 期割団体コード, 団体内外区分, 現年過年区分, 調定年度, 年度分, 通知書番号, 論理期別, 履歴番号, 年月, 納税義務者宛名番号, 更正日, 全体税額, 退職税額, 医療全体税額, 医療退職税額, 介不能欠損額(支援全体), 不能欠損額(支援退職), 公示送達区分, 作成日, 更新日, 更新時間, 更新職員宛名番号, 更新端末番号 護全体税額, 介護退職税額, 支援全体税額, 支援退職税額, 不能欠損額(医療全体), 不能欠損額(医療退職), 不能欠損額(介護全体), 不能欠損額(介護退職)

中間サーバ

情報提供用個人識別符号, 団体内統合宛名番号

(市町村)被保険者資格情報等

被保険者証記号・証番号, 国保世帯番号, 宛名番号, 個人番号, 市町村被保険者ID, 郵便番号, 住所, 電話番号, 氏名(漢字, カナ), 通称名(漢字, カナ), 生年月日, 性, 続柄, 国保適用開始日・届出日・事由, 国保適用終了日・届出日・事由, 個人異動の異動日・届出日・事由, 学遠区分, 施設入所区分, 原爆区分, 被保証等の交付日・有効期限・発行期日・一部負担金割合・回収日・回収事由, 限度額適用区分, 長期入院該当日, 事項負担限度額, 認定疾病名コード, 減免等証明区分・証明開始日・終了日



Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 運用における措置 〈窓口等対面による入手における措置〉 ・届出書を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を厳格に行い、本人以外の情報を記載させないように徹底する。 ・申請書等の受付時、又は受理後に、担当者以外の第三者がダブルチェックすることを、マニュアルで規定している。チェック項目は手続きの適正さ及び、個人情報の取り扱いの観点からも作成されている。 ・業務終了時に、申請書とシステムの入力内容を照合し、確認を行うことを規定している。 ・対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成している。 ・事務に必須でない情報を入手しないよう事務マニュアルを作成している。</p> <p>〈申請書の郵送等、書面による入手における措置〉 ・申請書類に対象者以外の情報が含まれていないか厳格にチェックする。 ・書面にて本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認を行っている。その際には、委任状その他の添付書類（戸籍謄本等）により、資格（代理人要件等）の確認を行っている。</p> <p>2. システムにおける措置 〈共通基盤システムにおける措置〉 ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>〈団体内統合宛名システムにおける措置〉 ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。 ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照並びに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。</p> <p>〈業務端末における措置〉 ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 ②業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p> <p>〈ファイルサーバーにおける措置〉 ①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。 ②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p>〈国保総合PCにおける措置〉 ①入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性及び妥当性及び整合性の確認が行われていることが前提となる。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができない仕組みとなっていることから、必要な情報以外を入手することはない。 ②国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

1. 不適切な方法で入手が行われるリスク…特定個人情報を収集する相手方へ、収集する情報の内容、使われ方等を十分説明した上で収集を行う。
2. 不適切な方法で入手が行われるリスク…個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。
3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク…世帯主からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。

＜国保総合PCにおける措置＞

1. 不適切な方法で入手が行われるリスク…特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク…特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても当市の国民健康システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク…当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施し、国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。また、国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。さらに、国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

(参考)国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用するUSBメモリ等については、次の措置を講じる。

業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定し、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1. 運用における措置</p> <p>＜窓口等対面による入手における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書を受け付ける窓口において、本人確認書類の確認を厳格に行い、本人以外の情報を記載させないように徹底する。 ・申請書等の受付時、又は受理後に、担当者以外の第三者がダブルチェックすることを、マニュアルで規定している。 ・業務終了時に、申請書とシステムの入力内容を照合し、確認を行うことを規定している。 ・対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成している。 ・事務に必須でない情報を入手しないよう事務マニュアルを作成している。 <p>＜申請書の郵送等、書面による入手における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類に対象者以外の情報が含まれていないか厳格にチェックする。 ・書面にて本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認を行っている。その際には、委任状その他の添付書類(戸籍謄本等)により、資格(代理人要件等)の確認を行っている。 <p>2. システムにおける措置</p> <p>＜共通基盤システムにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。 <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。 ②他課保有の特定個人情報を参照するために端末検索を行った場合、業務に必要な個人情報以外は参照しないように周知徹底している。端末を起動させるにはICカードによる認証を行うものであり、そのカードでアクセスした情報をログで管理している。また、特定個人情報を参照する権限を持たないカードの場合は、個人番号を用いた参照ならびに参照結果に個人番号が表示されないよう制御する。 <p>＜業務端末における措置＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行って
--------------	--

	<p>いる。</p> <p>②業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p> <p><ファイルサーバーにおける措置></p> <p>①ファイルサーバーはフォルダ単位で権限管理を行っている。また、システム管理者でなければ権限の変更はできない。</p> <p>②特定個人情報取扱事務ではない業務でファイルサーバーを利用することもあるため、特定個人情報ファイルについては運用上暗号化等の処置を施す。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>※ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから、データの抽出条件等を画面上で簡易的な操作で指定でき、CSV等の形式でハードディスク等に出力する機能を指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている</p> <p>2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。</p> <p>②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>①国保総合PCを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによるユーザー認証を実施している。また、離席時にはログアウトすることや、ユーザーID、パスワードの使い回しをしないこと、共用IDの発行の禁止を徹底している。</p> <p>②国保総合PCの各画面において、個人番号を表示しないこととし、特定個人情報が不正に使用されることとのリスクを軽減している。</p>
その他の措置の内容	<p>システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保存している。また記録は月1回セキュリティ責任者が検索・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務端末は、特定個人情報ファイルデータが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみアクセスできる。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、不正に複製されるリスクを軽減している。</p> <p>※ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから、データの抽出条件等を画面上で簡易的な操作で指定でき、CSV等の形式でハードディスク等に出力する機能を指す。</p> <p>(参考)国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用するUSBメモリ等については、次の措置を講じる。</p> <p>業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定し、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	① 秘密保持義務 ② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③ 特定個人情報の目的外利用の禁止 ④ 再委託の禁止 ⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑦ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ⑧ 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ⑨ 実施機関において必要があると認めるときは、委託先に対して実地の調査(立入検査)を行うことができる ⑩ 情報機器等の持ち込み制限	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【国保連合会における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者(国保連合会)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <p>【窓口業務委託における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。 ・情報端末(携帯電話等)及び記録媒体(USB等)の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に平塚市の許可を得た上での使用とする。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 設置された端末では、権限を持った職員の許可がなければ情報の取り出しができないようにしている。 2. 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 3. 個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。 4. 番号法及び番号市個人情報保護条例の規定に基づき認められている特定個人情報の提供について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		
その他の措置の内容	-		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 運用における措置</p> <p>① 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクについては、随時本人確認を行い、変更があればその都度データを更新する。</p> <p>② 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについては、サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行う。電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。データ消去を業者に委託した場合は、作業証明書を提出させる。</p> <p>2. システムにおける措置</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>② 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>① 各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。</p> <p>② データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p><業務端末における措置></p> <p>① 端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。</p> <p>② 業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>① 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクについては、国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。また、国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</p> <p>② 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについては、国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。また、国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p>③ 当市と国保総合(国保集約)システムとで情報連携をする場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</p> <p>④ 国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者(当市)が使用許可したもののみ使用可能とする。</p> <p>⑤ 国保総合PCには、ウイルス対策ソフトを導入、パターンファイルの更新を行い、不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>⑥ OS等にはセキュリティパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・庁内において、新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会、情報セキュリティに関する説明会を実施し、職員への周知・啓発を図っている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	平塚市 健康・子ども部 保険年金課 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8776
②対応方法	問い合わせを受け付けた際には対応内容につき記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	事前	当課から提供する特定個人情報に追加があることが判明したため。情報提供ネットワークシステム改修前のため提出時期は事前とする。
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(18)件	[○]提供を行っている(27)件 提供先20~27を追加	事前	当課から提供する特定個人情報に追加があることが判明したため。情報提供ネットワークシステム改修前のため提出時期は事前とする。
平成28年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1~6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2に関する記載	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(第3条2)	事後	平成28年1月1日に平塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例が施行されたため。 重要な変更には該当しない。
平成29年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「追加記載」	⑭神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額療養費(以下、この評価書においては「高額」という。)多数該当の引き継ぎ業務	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	「追加記載」	次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。

<p>平成29年3月24日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能</p>	<p>「追加記載」</p>	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを送信する。 2. 高額該当回数引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ該当データを配信する。 ※ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのwebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されてる圧縮ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。</p>
<p>平成29年3月24日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元</p>	<p>その他(医療保険者)</p>	<p>その他(医療保険者、神奈川県国民健康保険団体連合会)</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>

平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	専用線[]	専用線[○]	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	国民健康保険資格情報の管理、国民健康保険保険税の賦課業務	適正な国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付に関する業務を行うため。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(4件)	(5件)	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	「追加記載」	資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	「追加記載」	・療養給付の審査・支払等に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格情報の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の多数該当を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数引き継ぎ業務)を委託する。(国保情報集約システムを使用) ・なお、療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。

平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②委託先における取扱者数	「追加記載」	[10人以上50人未満]	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先名	「追加記載」	神奈川県国民健康保険団体連合会	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ④再委託の有無	「追加記載」	[再委託する]	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託 ⑤再委託の許諾方法	「追加記載」	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められることから、平塚市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止とした上で、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他平塚市個人情報保護条例及び個人情報管理規程等で委託先に求めるべきとされる情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制の提出を受けることとする。加えて、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結することなど、再委託先における安全管理措置を確認し、適当と認められる場合にのみ、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を許諾する。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項5 再委託 ⑥再委託事項	「追加記載」	資格継続業務、高額療養費多数該当の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処理の実行、バックアップデータの取得と保管、システム障害発生時の復旧作業支援、各種マスターメンテナンス、外字作成・登録)など。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。

<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>「追加記載」</p>	<p><業務端末における措置> ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 ②業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ①入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性の確認が行われていることが前提となる。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みとなっていることから、必要な情報以外を入手することはない。 ②国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>
<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>「追加記載」</p>	<p><国保総合PCにおける措置>を追加記載</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>

<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>「追加記載」</p>	<p><業務端末における措置> ①端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。 ②業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ※ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから、データの抽出条件等を画面上で簡易的な操作で指定でき、CSV等の形式でハードディスク等に出力する機能を指す。</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>
-------------------	--	---------------	--	-----------	--

<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定) ②各認証システムでの権限設定において、特定個人情報を利用する権限の付与を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されている為、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ①国保総合PCを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、パスワードによるユーザー認証を実施している。また、離席時にはログアウトすることや、ユーザーID、パスワードの使い回しをしないこと、共用IDの発行の禁止を徹底している。 ②国保総合PCの各画面において、個人番号を表示しないこととし、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>
-------------------	--	--	--	-----------	--

<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・業務端末は、特定個人情報ファイルデータが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみアクセスできる。</p>	<p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・業務端末は、特定個人情報ファイルデータが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみアクセスできる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、不正に複製されるリスクを軽減している。 ※ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから、データの抽出条件等を画面上で簡易的な操作で指定でき、CSV等の形式でハードディスク等に出力する機能を指す。</p> <p>(参考)国保総合PCと既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用するUSBメモリ等については、次の措置を講じる。 業務上USBメモリ等によるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。そして、USBメモリ等の媒体の使用については、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定し、保険年金課において電磁的記録媒体利用簿で管理、使用状況の把握を徹底し、使用後は都度、速やかに情報を消去した上で保管庫に施錠保管する。</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>
<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>[再委託していない]</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p>事前</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。</p>

平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	—	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	「追加記載」	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	「追加記載」	<業務端末における措置>の変更及び <国保総合PCにおける措置>を追加記載	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う重要な変更である。
平成29年3月24日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成28年10月17日	平成29年1月10日	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。
平成29年3月24日	(別紙1)特定個人情報ファイル記録項目	「追加記載」	(市町村)被保険者資格情報等 被保険者証記号・証番号,国保世帯番号,宛名番号,個人番号,市町村被保険者ID,郵便番号,住所,電話番号,氏名(漢字,カナ),通称名(漢字,カナ),生年月日,性,続柄,国保適用開始日・届出日・事由,国保適用終了日・届出日・事由,個人異動の異動日・届出日・事由,学遠区分,施設入所区分,原爆区分,被保証等の交付日・有効期限・発行期日・一部負担金割合・回収日・回収事由,限度額適用区分,長期入院該当日,事項負担限度額,認定疾病名コード,減免等証明区分・証明開始日・終了日	事前	平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴う変更であり、任意に事前に提出する。

平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 古矢 守	保険年金課長 春原 昭彦	事後	人事異動に伴う変更である。
平成29年4月28日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。(予定)	<共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システム独自の認証システムを設けている。業務上、この認証サーバーでは共用IDを用いる場合があるが、画面ロックの解除には異なる認証システムを経由し、個人毎の認証を行う。	事後	特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、①の(予定)という文言を削除
平成29年11月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成29年11月30日	添付資料 (II 特定個人情報ファイルの概要 提供先・移転先21以降) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第120項)	番号法第19条第7号 別表第2(第119項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第2の改正により、法令上の根拠の変更。本項目の変更については、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	国民健康保険証の一斉更新について	国民健康保険被保険者証(高齢受給者証)の一斉更新について	事前	保険証の一体化に伴う名称変更であり、軽微な変更である。

平成31年4月1日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項)	・番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第16条及び第24条)(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	主務省令の追加記載
平成31年4月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、43、44、45、46、53、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、31、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45項)	事後	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号別表第2(第43、44、45、53項)の削除(リスク低下)
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(5件)	(6件)	事前	平成31年9月より窓口業務の外部委託を開始することに伴う重要な変更である。

令和1年6月7日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項6</p> <p>①委託内容</p> <p>②委託先における取扱者数</p> <p>③委託先名</p> <p>④再委託の有無</p>	「追加記載」	<p>窓口業務の包括的業務委託</p> <p>窓口における各種届書及び申請書の受付、各種証明書等の作成及び引渡し並びに窓口案内等に関する業務</p> <p>10人以上50人未満</p> <p>パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部</p> <p>再委託しない</p>	事前	平成31年9月より窓口業務の外部委託を開始することに伴う重要な変更である。
令和1年6月7日	<p>III リスク対策</p> <p>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>リスク:委託先における不正な使用等におけるリスク</p> <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>① 秘密保持義務</p> <p>② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</p> <p>③ 特定個人情報の目的外利用の禁止</p> <p>④ 再委託の禁止</p> <p>⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</p> <p>⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</p> <p>⑦ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化</p> <p>⑧ 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定</p> <p>⑨ 実施機関において必要があると認めるときは、委託先に対して実地の調査(立入検査)を行うことができる</p>	<p>① 秘密保持義務</p> <p>② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</p> <p>③ 特定個人情報の目的外利用の禁止</p> <p>④ 再委託の禁止</p> <p>⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</p> <p>⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</p> <p>⑦ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化</p> <p>⑧ 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定</p> <p>⑨ 実施機関において必要があると認めるときは、委託先に対して実地の調査(立入検査)を行うことができる</p> <p>⑩情報機器等の持ち込み制限</p>	事前	平成31年9月より窓口業務の外部委託を開始することに伴う重要な変更である。
令和1年6月7日	<p>III リスク対策</p> <p>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>リスク:委託先における不正な使用等におけるリスク</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	【国保連合会における措置】	<p>【国保連合会における措置】</p> <p>【窓口業務委託における措置】</p> <p>・セキュリティカードによる個人認証により、アクセス制限とアクセスログを取得。不正なアクセスの防止と監視をする。</p> <p>・情報端末(携帯電話等)及び記録媒体(USB等)の無断持ち込みを禁止し、必要な場合は事前に平塚市の許可を得た上での使用とする。</p>	事前	平成31年9月より窓口業務の外部委託を開始することに伴う重要な変更である。
令和1年6月7日	<p>V 評価実施手続き</p> <p>1. 基礎項目評価</p> <p>① 実施日</p>	平成29年1月10日	平成31年4月10日	事前	平成31年9月より窓口業務の外部委託を開始することに伴う変更であり、任意に事前に提出する。

令和1年8月8日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無</p>	(6件)	(7件)	事前	令和2年4月から新システムへの変更にあたり、システム導入作業委託が追加となることに伴う重要な変更である。
令和1年8月8日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7</p> <p>①委託内容</p> <p>②委託先における取扱者数</p> <p>③委託先名</p> <p>④再委託の有無</p>	「追加記載」	<p>国保標準システム導入作業委託</p> <p>市町村事務処理標準システム導入にかかるシステム構築や各システムとの連携、データ移行等業務委託</p> <p>10人以上50人未満</p> <p>株式会社日立システムズ神奈川支店</p> <p>再委託しない</p>	事前	令和2年4月から新システムへの変更にあたり、システム導入作業委託が追加となることに伴う重要な変更である。
令和1年8月8日	<p>Ⅴ 評価実施手続き</p> <p>1. 基礎項目評価</p> <p>① 実施日</p>	平成31年4月10日	令和1年6月10日	事前	令和2年4月から新システムへの変更にあたり、システム導入作業委託が追加となることに伴う変更であり、任意に事前に提出する。